

平成22年11月9日

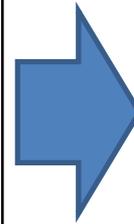
「保険年金」に係る最高裁判決を 受けた対応について(個人住民税)

保険年金に係る最高裁判決について(個人住民税との関係)

(現状)

生命保険契約に基づく遺族への年金に対して

- ・ 相続時に相続税の課税対象
- ・ 年金支給時に所得税が課税



(H22.7.6 最高裁判決)

相続税対象財産には所得税を課さないとする所得税法の規定に違反

【個人住民税との関係】

個人住民税の所得計算は原則として所得税の例による



上記判決は個人住民税の税額にも影響

保険年金に係る個人住民税の還付について

【所得税の対応】

過去5年以内分はH22年内から還付。5年超分は次期通常国会で法整備し、H23年度に特別な還付を実施。

過去5年以内分

(H17~H21所得に係る税額)

(現行法に基づき還付)



【個人住民税の対応（5年以内分）】

現行法に基づき住民税も同様の対応

過去5年超分

H12所得分まで遡って

(過去10年まで)還付予定

新法に基づき還付

<次期通常国会対応>



【個人住民税の対応（5年超分）】

- ・本件について、5年超分の救済を行うかどうかは、各地方団体・議会の判断とする。
- ・新法を制定し、所得税と同様の対応を一律に地方団体に義務づけることまでは行わない。

<理由> 地方税に関する権限は地方自治の本旨の根幹。地方税法に規定する“還付は5年以内に限る”とする基本ルールを、国の政策判断で変更し、地方団体に一律に適用することは適切ではない。

現状においても、各地方団体・議会の判断で、過去5年を超える納税分について給付等による救済を行っている事例あり。

(注)本件に関する財政措置について検討中。2